



日光市では、市内中小企業や個人事業主の皆様（以下「中小事業者等」とします。）が、慢性的な労働力不足の解消を目的に、人材確保や生産性の向上に寄与する事業のデジタル情報発信に要する経費の一部を補助します。

補助対象者

- 市内に本店又は事業所を有する、中小企業基本法第2条に規定する法人または個人
- 交付申請日の時点で、創業から12か月を経過しており、今後も事業継続の意思を有する者
- 市税及び公共料金を完納している者
- 日光市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団等に該当しない者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業に係る事業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っていない者
- 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っていない者
- 申請する補助対象事業に対し、他の補助金の交付を受けていない事業者

補助内容

- 人材確保や生産性向上を目的に、新たに以下の対象事業を実施するための経費

対象事業	自社ホームページ制作 (改修を含む)	自社ECサイト制作	PR動画制作	VRコンテンツ制作
対象経費	外部委託費、初期費用、研修費用（自主制作は対象外）			
補助率	補助対象経費(税抜)の $\frac{1}{2}$ （1,000円未満切り捨て）			
限度額	50万円（1事業者あたり1回限り）			

※自社ホームページの改修とは、既存ホームページの全面的なリニューアルや人材確保、生産性向上を目的としたコンテンツ等を追加するための改修を指します。

※PR動画及びVRコンテンツは、制作完了後に自社ホームページ等への掲載を必須とします。

※通信費、維持管理費、備品購入費、リース費等は対象外となります。

申請期間

令和7年4月1日(火)～8年2月27日(金) (※)

事業開始前
窓口申請

※対象事業の制作等及び支払いが、令和8年3月末日までに完了するもの。

＜＜注意！＞＞ 当補助金は、当該期間に限らず予算の上限に達し次第終了となります。

事前相談

■申請者⇔商工課

※原則事業開始前相談・申請

※申請前に商工課工業係へご相談ください。

交付申請

■申請者⇒商工課へ

【申請時必要書類】

1. 日光市中小事業者等デジタル情報発信事業費補助金交付申請書(様式第1号)
2. 宣誓書兼同意書(様式第2号)
3. 市内に事業所を有し、事業活動を営んでいることが確認できる書類

法人：①法人の登記事項証明書の写し（申請月の概ね3ヶ月以内に発行されたもの）

②市内で事業活動を営んでいることが確認できる資料（本社が市外の場合のみ）

個人事業主：開業届、直近の確定申告書B第一表及び所得税青色申告決算書（1、2頁）の写し、
営業許可証のいずれか

4. 補助対象経費の見積書及び明細書の写し
5. 振込指定口座の通帳の写し
6. 自社ホームページや自社ECサイト、SNS公式アカウントの内容が

わかるものの写し(※以下の場合)

※自社ホームページ改修…改修前のホームページ

※PR動画、VRコンテンツの制作…制作物を掲載する自社ホームページや自社ECサイト、SNS公式アカウント

交付決定 通知書発行

▼商工課⇒申請者へ

◎申請内容を審査し、補助対象と決定・・・「交付決定通知書」発送

制作着手

■申請者⇒商工課へ

【着手時必要書類】

・着手届(市様式)

完了～ 実績報告

■申請者⇒商工課へ

【完了後必要書類】

1. 完了届(市様式)
2. 実績報告書(市様式)
3. 委託事業者との契約書等の写し
4. 領収書等の写し
5. 補助対象事業の実績が確認できる書類

交付確定 通知書発行

▼商工課⇒申請者へ

◎報告内容を審査し、補助金額確定・・・「補助金等確定通知書」発送

補助金請求

■申請者⇒商工課へ

【請求時必要書類】

1. 補助金等交付請求書(市様式)
2. 市から発送された補助金等確定通知書の写し

補助金支払

◎振込依頼口座に支払い

※申請等に必要な各種申請様式は、「日光市公式ホームページ」から⇒ダウンロードいただくか、市商工課窓口にて受け取ることができます。

